

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る(は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

- 第六条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 鳥取県部局設置条例により設けられた部の下に、次の上欄に掲げる課、局及び所を置き、課及び所の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係及び室を置き、財政課に主計員を置く。

### 一 総 務 部

総務課	経理室、法制係、文書係、業務係、渉外労務係、監理文教係
企画課	企画係、調査係、開発係、広報室
人事課	人事係、給与係、厚生係、臨職係
財政課	財政係、庁舎建設係、税制係

#### ◇規則

鳥取県行政組織規程の一部改正

#### ◇教委規則

職員の職の設置に関する規則の一部改正  
鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正

#### ◇人委規則

職員の職の設置に関する規則の一部改正  
鳥取県教育研究所規程の一部改正  
給料表の適用範囲に関する規則の一部改正  
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

會計課  
地方課  
統計課

収支係、集中經理係、審査係、用度係、國費係  
行政係、振興係、財政係、稅務係、消防係  
調査係、産業係、生活統計係、資料係

二 厚生部

厚生授護課  
婦人兒童課  
保險課  
國民年金課  
衛生課  
予防課

經理室、保護係、社会係、調査係、補償係  
福祉係、施設係  
(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。) 国民健康保險係  
別に定めるところによる。  
医事係、薬事係、食品衛生係、環境衛生係、温泉係  
衛生統計係、衛生施設係、保健係、結核予防係、防疫係

三 商工労働部

商工課  
地下資源開発局  
労働課  
職業安定課  
失業保険課

經理室、振興係、指導係、監理係、通商係  
労働係、労働福祉係  
(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。) 失業対策係、職業訓練係  
別に定めるところによる。

四 農林部

農政企画課  
農産園芸課  
畜産課  
蚕糸課  
林務課  
水産課  
農地開拓課  
耕地課

經理室、企画調整室、農協係、金融係、農業共済係、経営係  
生活改善係、専門技術員室  
食糧農産係、特産係、園芸係  
畜産經濟係、生産係、酪農係、草地飼料係、衛生係  
蚕業係、繭糸係  
計画係、造林係、治山保安林係、林産係、普及指導係、林道係  
森林組合係、林業専門技術員室、具有林經營室  
漁政係、指導係、生産係  
調整係、農地係、開拓係、經營指導係、建設係、移住係  
管理係、土地改良係、災害干拓係、調査係

五 土木部

管道管理課  
河道防港課  
砂防課  
建築課

經理室、用地係、建設業係、災害係  
路政係、計画係、補修係、改良係、橋梁係  
水政係、河川改良係、港湾係、防災係  
砂防係、発電係  
住宅係、指導係、一般管繕係、学校管繕係

観光課	観光係、施設係
県庁舎建設管理事務所	庶務係、工務係

3 前項に掲げるもののほか、農政企画課企画調整室に企画調査係及び調整係を、林務課県有林経営室に経営係及び収穫処分係を、水産課に境港分室を置く。

第八条総務課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 部内各課の予算経理及び庶務に関すること

第八条企画広報課の項中「企画広報課」を「企画課」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「災害対策本部」を「災害対策」に改め、同号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九条厚生援護課の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 部内各課の予算経理及び庶務に関すること

第十条商工課の項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 部内各課の予算経理及び庶務に関すること

第十条職業安定課の項中第九号を次のように改める。

九 公共職業安定所、職業訓練所及び内職公共職業補導所に関すること

第十二条農政課の項及び農業改良課の項を次のように改める。

農政企画課

一 農林部にかかる総合企画、調査及び連絡調整に関すること

二 農業構造改善に関すること

三 農畜産物の流通及び関連産業に関すること

四 農業会議及び農業委員会に関すること

五 農業協同組合中央会及び農業協同組合の育成指導に関すること

六 農業金融に関すること

七 農業経営改善に関すること

八 農業改良普及事業に関すること

九 農業災害補償に関すること

十 試験研究機関技術総合調整に関すること

十一 農村生活改善に関すること

十二 農事研究グループの育成及び農村青年研修に関すること

十三 農業改良の専門技術に関すること

十四 部内各課の予算経理及び庶務に関すること

十五 農業改良普及所、農業講習所及び経営伝習農場に關すること

十六 その他部内他課の主管に属しないこと

農産園芸課

一 食糧農産物に関すること

二 植物防疫に関すること

三 農業気象に関すること

四 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農業に関すること

五 食糧管理法の施行に関すること

六 農産物の販売あつ旋に関すること

七 園芸農作物に関すること

八 工芸作物に関すること

九 農村工業、副業に関すること

十 農業試験場、果樹試験場、病害虫防除所、農産加工所及び農産物小倉あつ旋所に関すること

第十三条管理課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 部内各課の予算経理及び庶務に関すること

第十六条第二項を次のように改める。

2 特に必要があると認めるときは、庶務部に監察員、副監察員又は監察員補を、農林部に次長を、部に主査を、課及び局に課長補佐又は局長補佐を置くことができる。

きる。

第十七条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 主計員 上司の命を受け、予算の作成及び執行に関する事務を処理する。

第十七条第四号中「課長補佐」の上に「次長、」を加え、「長をたすけて、」の下に「部、」を加える。

第十七条第五号を次のように改める。

五 監察員、副監察員 上司の命を受け、監察に關及び監察員補 する事務を処理する。

第二十一条第一項中「鳥取県職業訓練所」を「鳥取県職業訓練所 鳥取県内職公共職業補導所」に改める。

第四十五条を次のように改める。

(鳥取県内職公共職業補導所)

第四十五条 鳥取県内職公共職業補導所は、家庭外において就業することの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等に対し、内職に関する調査、相談又はあつ旋をする機関とする。

2 鳥取県内職公共職業補導所は、鳥取市に置く。

第五十七条の表の所管課欄中「企画広報課」を「企画課」に、

農政課	を	農政企画課
農業改良課		

に改める。

第六十七条中「直税係」を「直税第一係、直税第二係」に改める。

第九十六条第一項を次のように改める。

(土木出張所の内部組織)

第九十六条 次の表の上欄に掲げる土木出張所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取土木出張所	庶務課	庶務係	管理係	河港係
鳥取県郡家土木出張所	庶務課	庶務係	管理係	河川係
鳥取県倉吉土木出張所	庶務課	庶務係	管理係	河港係
鳥取県米子土木出張所	庶務課	庶務係	管理係	河港係、 大山有料道路係
鳥取県根雨土木出張所	庶務課	庶務係	管理係	河川係

第九十六条第二項中「鳥取県倉吉土木出張所八橋駐在所 東伯郡東伯町」を「鳥取県倉吉土木出張所八橋駐在所 鳥取県米子土木出張所法勝寺駐在所 西伯郡西伯町」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、土木出張所に駐在所及び災害復旧工事事務所を置く。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則施行の日から起算して六十日の間、農政企画課に主任を置くことができる。
  - 3 前項の主任は、上司の命を受け、農政部にかかる企画調整に関する事務に従事する。

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に關する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(十八) 商務員」の下に「(十九) 副監察員(二十) 監察員補(二十一) 企業診断員」を加える。

第二条第二号中「(七) 久松閣管理者」を「(十二) 久松閣管理者」とし、「(四) 寮長」から「(六) 講師」までをそれぞれ四ずつ繰り下げ「(三) 校長」の下に「(四) 主計員(五) 査察指導員(六) 身体障害者福祉司(七) 児童福祉司」を加える。  
第二条第三号を次のように改める。

三 技術吏員をもつて充てるもの

- (一) 病院長 (二) 副病院長 (三) 医長 (四) 医師
- (五) 歯科医師 (六) 総婦長 (七) 薬剤長 (八) 婦長 (九) 薬剤師 (十) 衛生技師 (十一) レントゲン技師 (十二) 看護婦 (十三) 保健婦 (十四) 助産婦 (十五) 栄養士 (十六) 計量検査主任 (十七) 商工技師 (十八) 職業指導員 (十九) 農協指導検査主任 (二十) 農林技師 (二十一) 分場長 (二十二) 科長 (二十三) 特別研究員 (二十四) 研究員 (二十五) 教婦 (二十六) 木炭検査員 (二十七) 水産技師 (二十八) 船長 (二十九) 機関長 (三十) 機関士 (三十一) 航海士 (三十二) 通信士 (三十三) 営農指導員 (三十四) 建築技術主任 (三十五) 土木技師 (三十六) 電気技師 (三十七) 建築技師

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を

改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。  
第二条 事務局に、次の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係及び室を置く。

秘書調査課	議事秘書係、企画調査係、福祉係
管理課	管理係、施設係、設備係、助成係、経理室
高校教育課	学事係、人事係、指導係
義務教育課	給与係、人事係、指導係
社会教育課	文化係、指導係、視聴覚係
体育保健課	給食係、保健係、指導係

第三条中庶務課の項、管理課の項及び高校教育課の項を次のように改め、義務教育課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

秘書調査課

- 一 教育委員会会議に關すること。
- 二 教育委員会規則の制定及び改廃に關すること。

- 三 公印の管守に関する事と。
  - 四 表彰に関する事と。
  - 五 教育行財政の総合企画及び評価に関する事と。
  - 六 教育の調査及び統計に関する事と。
  - 七 教育委員会の広報事業に関する事と。
  - 八 公文書の保管に関する事と。
  - 九 公立学校共済組合に関する事と。
  - 十 教育研究所に関する事と。
- 管 理 課
- 一 事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する事と。
  - 二 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の定数及び任免その他の人事に関する事と。
  - 三 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の恩給及び退職料に関する事と。
  - 四 市町村教育委員会(市町村の組合におかれる教育委員会を含む。)教育長の承認に関する事と。

- 五 市町村教育委員会の組織運営の指導に関する事と。
- 六 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の組織する職員団体に関する事と。
- 七 教育財産の管理に関する事と。
- 八 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備並びに需要物品に関する事と。
- 九 産業教育、定時制教育、通信教育、理科教育及び学校図書館の施設設備の振興に関する事と。
- 十 建築の設計及び監督に関する事と。
- 十一 小学校及び中学校並びに市町村立高等学校の敷地の設定変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及び実施の指導に関する事と。
- 十二 小学校及び中学校並びに市町村立高等学校の施設整備費の補助事業に関する事と。
- 十三 小学校及び中学校の統合に関する事と。
- 十四 教育法人(私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く。)に関する事と。

- 十五 事務局各課の予算経理その他庶務に関する事と。
- 十六 各課の連絡協調に関する事と。
- 十七 その他他課の所管に属しないことと。

高 校 教 育 課

- 一 県立学校の設置、組織編成、管理及び廃止に関する事と。
- 二 県立学校教職員の定数及び任免その他の人事に関する事と。
- 三 県立学校職員の組織する職員団体にに関する事と。
- 四 高等学校の入学選抜に関する事と。
- 五 高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事と。
- 六 高等学校の授業料の減免に関する事と。
- 七 盲学校及びろう学校の生徒及び児童の就学奨励に關すること。
- 八 大学入学資格検定に関する事と。
- 九 県立学校教職員の恩給及び退職料に関する事と。

- 十 県立学校教育職員の免許状に関する事と。
  - 十一 県立学校の教科用図書採扱及び教材の取扱に関する事と。
  - 十二 県立学校教職員の研修に関する事と。
  - 十三 県立学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事と。
  - 十四 育英事業に関する事と。
  - 十五 市町村立高等学校の設置及び廃止並びに管理運営の指導に関する事と。
- 第四条第一項中「係の分掌事務」を「係及び室の分掌事務」に改める。
- 第六条第一項を次のように改める。
- 第六条 課、係及び室にそれぞれ次の長を、分室に主任を置く。
- |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 課 | 長 | 係 | 長 | 室 | 長 |
|---|---|---|---|---|---|
- 第七条第二号を次のように改める。

二 係長、室長及び主任 上司の命を受け、その係、室又は分室に属する事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県教育委員会委員長・石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第七号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「係長」を「係長 室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則

鳥取県教育研究所規程（昭和三十三年二月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四條の二に次の一項を加える。

2 特に必要があると認めるときは、教育研究所に所長補佐を置くことができる。

第四條の三に次の一号を加える。

三 所長補佐 所長をたすけて、所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行

第五條中「係長」を「係長 所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。第三条第三号中「場長」を「場長、分場長」に、同条

第十号中「所長」を「所長、所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

福祉事務所	福祉事務所	本知事部局	本知事部局
		次部	次部
		長長	長長
所長	所長	監室主局課 察員長査長長	監室主局課 察員長査長長
		広専企経副局課 報有門面理監長長 室林技調整室察補補 長報技術室長員佐佐	具有林経営室長 専門技術員 課長補佐
司身査係 体察指 障害導員 者福長 社	係長	久建船任主企主監分係 松築船協業計察室 閣技指業診員主 管術導導断員補任長 理主査査任員員補任長 者任長主任員員補任長	久任農船分係 松協指室主 閣導導檢査主 管理者長任長
"	"	タイピスト主任 事務吏員、技術 吏員をもつてあ る職	タイピスト主任 事務吏員、技術 吏員をもつてあ る職
"	"	職級に属さない 主事補、技師 補及び他の等	職級に属さない 主事補、技師 補及び他の等

に、を、に、を

本教育委員会 庁	本教育委員会 庁	計量検定所	計量検定所	農業協同組 合講習所	児童相談所	児童相談所
主課	主課	所長	所長	所長	中央児童 相談所長	中央児童 相談所長
査長	査長	所長	所長	次長	倉吉、米子 児童相談所長	倉吉、米子 児童相談所長
経課 理長 室補 長佐	課長 補佐	計量検査主任	計量検査主任	中央児童相談所 係長	中央児童相談所 係長	中央児童相談所 係長
に改める。	を	"	"	"	"	"
		"	"	"	"	"

に、を、を削り、に改め、を

